

電気の子メーターをご使用の皆さまへ

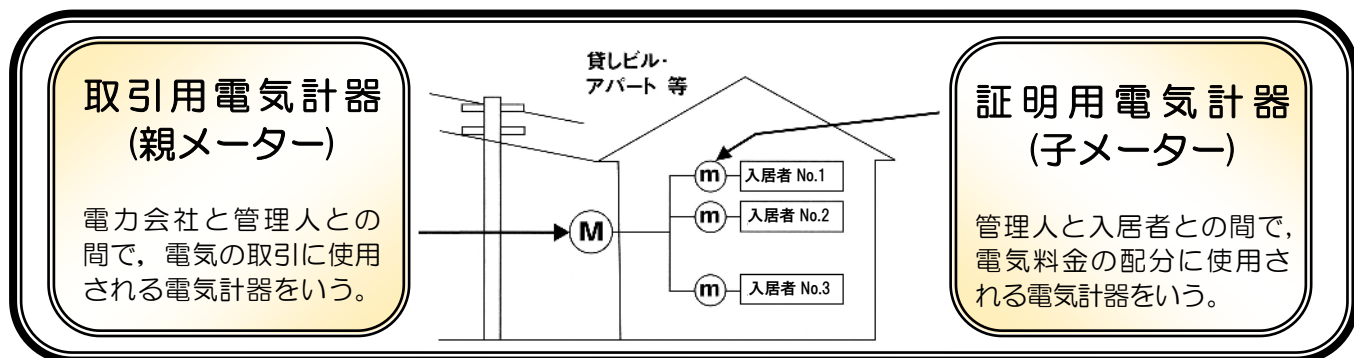
証明用電気計器(子メーター)の有効期限を確認しましょう!!

関西地区証明用電気計器対策委員会

証明用電気計器(以下「子メーター」という。)とは、貸しビル・アパート等で、一括して電力会社に支払った電気料金を、各テナント等の電気の使用量に応じて配分するために用いられる電気計器であり、計量法で有効期間が定められています。

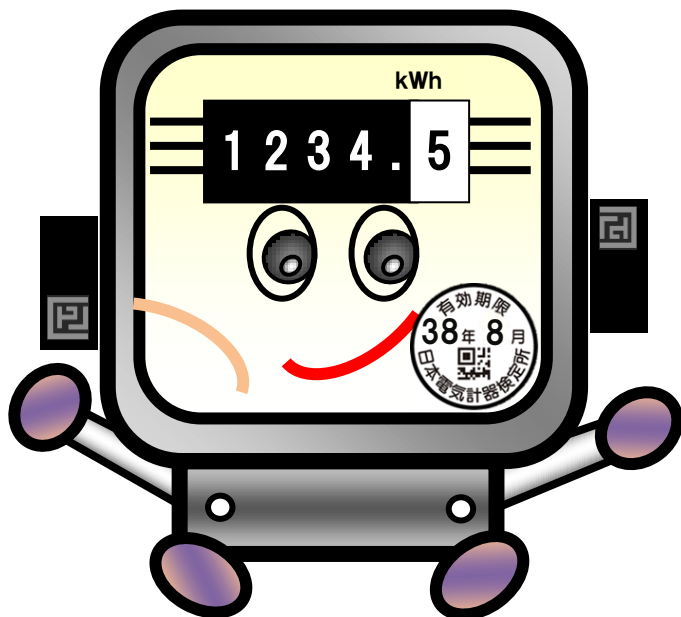
検定又は基準適合検査を受けた正しい電気計器を使いましょう。

- ☆ 子メーターの検定有効期間確認のための立入検査は行政機関（各地方自治体の計量検定所、計量検査所）自身によって行われています。
- ☆ 民間その他の機関が経済産業省や日本電気計器検定所の指導や委託等を受けて調査や立入検査を行うことはありません。



有効期限は、電気計器前面の丸形で白色の検定ラベル又は適合ラベルで確認できます。

※ 平成 23 年 4 月 1 日から、有効期限情報をデータ化した QR コードが検定ラベル及び適合ラベルに付加されています。



検定に合格したもの	
検定ラベル	
現行 ← 旧式	
(有効期限を元号で示す。)	
基準適合検査に適合したもの	
適合ラベル	
現行 ← 旧式	
(基準適合証印と有効期限を表示)	
(有効期限を元号で示す。)	

上記以外の変成器付計器(計器用変圧器・変流器とともに使用する電気計器)は、右記の検定証印と検定票で表示されています。	検定票(裏面)	検定証印
		現行 (ABS 樹脂)
	有効期限: 平成 35 年 8 月を示す。	
	ファイバー(茶色): 有効期間 7 年	
	ファイバー(灰色): 有効期間 5 年	(底面) (正面)

電気の子メーターに関するQ&A

Q子メーターは検定又は基準適合検査を受けたものでなければ使用できませんか？

A 計量法の第16条(使用の制限)では、次の事項に該当する特定計量器は使用してはならないと定めています。

- (1) 検定証印又は基準適合証印が付されていないもの。
- (2) 検定証印又は基準適合証印の有効期間を経過したもの。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、付属変成器と同じ合番号が付されていないもの。

したがって子メーターは、検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のものでなければ使用できません。

Q有効期間はどのように定められていますか？

A 計量法施行令では、変成器とともに使用するかどうか、あるいは電圧や電流の定格値によって規定されています。検定又は基準適合検査に合格した月の翌月から起算して、

- (1) 単独計器(メーターのみ)の場合
通常のメーターは10年ですが、一部(機械式で定格電流20A,60A)7年のメーターもあります。
- (2) 変成器付計器(変成器とともに使用する)の場合
定格一次電流が120A以下の変流器とともに使用するもの(定格一次電圧が300Vを超える変圧器とともに使用するものを除く。)は7年、これ以外のものについては5年となります。
(注)ただし、平成14年7月3日以降に検定を受けた電子式計器については、7年となります。

Q子メーターを違反して使用した場合、罰則はありますか？

A 計量法の第172条では「6ヵ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とありますが、当事者間のトラブルの発生を未然に防ぐためにも、計量法を遵守されるようお願いいたします。

●子メーターの取替えを行うには・・・

有効期間の過ぎたメーターは、検定又は基準適合検査に合格したメーターに取り替えることとなります。最寄りの電気工事店、メーターの修理事業者又は下記の電気計器の製造事業者にご相談ください。

●計量法及び検定などのお問い合わせ先・・・

- ◇近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課…………… TEL 06-6966-6046
- ◇日本電気計器検定所 関西支社 (関西地区証明用電気計器対策委員会事務局) …… TEL 06-6451-2355
- ◇日本電気計器検定所 関西支社 尼崎事業所…………… TEL 06-6491-5031
- ◇日本電気計器検定所 関西支社 京都事業所…………… TEL 075-681-1701

●電気計器の製造事業者のお問い合わせ先・・・

- ◇株式会社エネゲート 営業開発部…………… TEL 06-6458-7936
- ◇東光東芝メーターシステムズ株式会社 営業部 営業推進第二グループ…………… TEL 06-6130-2129
- ◇GE 富士電機メーター株式会社 営業部 西日本第二グループ…………… TEL 06-7166-7344
- ◇大崎電気工業株式会社 大阪営業所…………… TEL 06-6373-2556
- ◇三菱電機株式会社 関西支社…………… TEL 06-6486-4096

関西地区証明用電気計器対策委員会の構成機関

近 畿 経 済 産 業 局	三 菱 電 機 株 式 会 社 関 西 支 社
奈良県産業振興総合センター 計量検定室	一般財団法人 関西電気保安協会
枚方市市民安全部 消費生活センター	一般社団法人 関西電気管理技術者協会
関西電力株式会社	一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
株式会社エネゲート 本社	一般社団法人 大阪ビルディング協会
株式会社エネゲート 京都事業所	大阪府電気工事工業組合
株式会社エネゲート 尼崎事業所	株式会社 かんでんエンジニアリング
東光東芝メーターシステムズ株式会社 営業部	日本電気計器検定所 関西支社
GE 富士電機メーター株式会社 営業部 西日本第二グループ	日本電気計器検定所 関西支社 京都事業所
大崎電気工業株式会社 大阪営業所	日本電気計器検定所 関西支社 尼崎事業所